

# 国庫補助事業等公金の取扱いに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本体操協会（以下、「本会」という）が本会定款第3条の目的を達成するにあたり、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下、「JOC」という）、日本スポーツ振興センター等の公的機関（以下「補助元」という）からの委託または助成を受ける事業（以下「本事業」という）の事務並びに経理処理について定めることを目的とする。

(最高管理責任者・統括管理責任者)

第2条 本事業の最高管理責任者を専務理事とし、統括管理責任者を事務局長とする。

(基本方針)

第3条 本事業を推進するに当たり、管理責任者はじめ関係者は国庫補助事業であることに留意し、適正・公正な処理を旨とするとともに、補助元が示した要綱、実施要領、経理処理要領等に基づき助成金等の適正な執行に努める。

(予算の編成)

第4条 事務局長は経理担当者および本会関連部署と協議のうえ、毎会計年度開始前に年次事業計画を策定し、当年度の予算編成を行う。

(事業計画書)

第5条 事務局長は補助元からの通知に基づき、当該年度のそれぞれの事業計画書を全体事業計画予算の範囲内で作成し、専務理事の承認を得て補助元へ申請する。

(事業実施計画書・予算説明会の開催)

第6条 事務局長は補助元からの年間予算額の交付決定通知書に従い、一年間の事業実施計画書（派遣・国内外合宿等の時期、人員、予算等）を作成するとともに予算説明会を開催し、各委員会等と情報の共有、事務処理の効率化を図る。

(当該事業の実施)

第7条 当該事業（以下「事業」という）の実施に際しては、各委員会等が交付決定通知書に基づき事業計画を事務局へ申請する。事務局にて事業内容の確認を行い事務局長の決裁を得たうえで実施する。

(滞在費等の送金)

第8条 チーム派遣、海外合宿等の事業において、滞在費等（宿泊費・食事代）を組織委員会等へ支払う場合は、原則として銀行振込とする。

(海外派遣の取扱い)

第9条 海外合宿等の事業において、国内交通費、食事代は原則として参加者本人口座へ銀行振込にて支払うものとする。また、支払時期は出発日の概ね1週間程度前迄を目安とする。尚、食事代を組織委員会等で負担する場合はその金額を控除して支払う。なお、食事代の金額は別途定める。

(航空搭乗券の半券提出)

第10条 チーム派遣、海外合宿等の事業において、参加者は帰着後必ず利用搭乗券の半券を事務局担当者へ提出する。

(国内合宿等の取扱い)

第11条 国内合宿等の事業において、旅費・謝金等の支払いは原則としてすべて銀行振込とする。

(事業の中止並びに変更)

第12条 事業の中止あるいは内容の変更がある場合は、補助元の取扱要項等に基づき、計画変更申請書等を事務局長の承認を得て提出する。

(事業実施報告書)

第 13 条 事業が完了したときは、それぞれの補助元が定める「基準要項及び注意事項等」に従い、事業実施者から提出された資料並びに、関係書類・会計帳簿等を確認し、事務局担当者が作成する。なお、実施報告書の提出に当たっては、作成者以外の事務局員により必ず検証を行う。

(会計の区分)

第 14 条 本事業に関わる会計数値は公益会計に計上する。

(経理処理)

第 15 条 事業の経理処理は、原則として本会定款及び経理規程によるが、明確化を図るため以下の処理をする。

- 1 原則として補助元毎にそれぞれ独立した銀行口座を使用し、他と区分する。
- 2 決算に際しては事業申請単位別の収支内訳表並びに事業総括表（年度末）を作成し、決算報告の添付資料とする。

(監査)

第 16 条 公認会計士監査及び監事監査において、本事業についても監査を実施するものとする。

(担当者への研修等)

第 17 条 本事業を担当する事務局員は、会計制度の広範な知識に対する研修等、補助元における説明会等に積極的に参加するものとする。

(関連資料の管理)

第 18 条 事業に関連した資料は、委託事業、助成事業別に事業申請単位ごとに一括して管理する。関連資料は、申請書、計画書、実施計画書、内定通知書、契約書、関係決裁伺い書、その他必要と思われる資料とする。

(専任コーチ等に対する取扱)

第 19 条 JOC 専任コーチ等に対する謝金等はこれを支給しない。

(決裁基準)

第 20 条 前条までの申請・報告の決裁は、下記の基準により内部牽制を行う。

項 目	担当	事務局長	専務
予算編成 5 条	△	▲	◎
事業計画書 6 条	△	▲	◎
実施計画書 7 条	△	▲	◎
実施 決裁伺 8 条	△	◎	—
中止・変更届 13 条	△	◎	—
実施報告書 14 条	△	◎	—

△＝起案、資料の作成 ▲＝証査、数字の点検、証拠書類・会計帳簿のチェック ◎＝承認、機関意思の決定

附則

この規程は、公益財団法人日本体操協会の設立の登記の日から施行する。

平成 25 年 3 月 17 日 制定

平成 27 年 3 月 15 日 改定・施行

平成 29 年 3 月 3 日 改定・施行

平成 31 年 3 月 9 日 改定・施行